解散公告

当社は、平成二十七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月二十日

福岡市中央区春吉三丁目二一―八

株式会社ＡＰＲＯＣＥ

代表清算人　大浦　達也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月二十日

熊本市中央区中央街七―一九ＰＡＬ銀座一階

合同会社ＩＫ企画

清算人　西本　明弘

解散公告

当社は、平成二十七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月二十日

鹿児島県鹿屋市西原一丁目三三番二号

株式会社グリーンフラワー鹿児島

代表清算人　木藤　真子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年二月二十六日開催の理事会及び評議員会の議決により、平成二十七年八月三十一日青森県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月二十日

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一番地七八　学校法人レイクタウン幼稚園

清算人　安保　文尋

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十七年八月二十六日開催の総会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月二十日

宮崎県延岡市北川町川内名三二五六番地

白木土地改良区

清算人代表　須藤日支夫

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年八月二十四日開催の臨時組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月二十日

栃木県宇都宮市本町一二番一一号

栃木県薬事協同組合

代表清算人　小野村　昌

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年十月十三日、兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月二十日

兵庫県朝来市和田山町東谷二一三番地一

朝来市和田山駅南土地区画整理組合

清算人代表　山中　正夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年六月一日開催の社員総会の決議並びに長崎県知事の認可により平成二十六年十月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年十一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月二十日

長崎県大村市竹松本町一一九一番地六

医療法人早田内科医院

清算人　早田　仁子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県由利本荘市石脇字山ノ神二番地五〇、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　今井　正典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十日

秋田県由利本荘市本荘九三番地二階

相続財産管理人　弁護士　塚本　祐文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須塩原市島方六三五番地九、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　串田　馨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十日

事務所栃木県那須塩原市方京一丁目一六番地五戸野・田並法律事務所

相続財産管理人　弁護士　戸野　俊介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市城東町四丁目八五番地、最後の住所群馬県前橋市江木町一二四一番地

被相続人　亡　森本　トミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十日

群馬県渋川市石原五六番地三

相続財産管理人　清水　敏晶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県十日町市赤谷癸二七五番地、最後の住所神奈川県大和市福田二丁目三〇番地一九デュークガーデン福田一〇二号

被相続人　亡　高橋　正喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十日

事務所群馬県高崎市問屋町西一丁目九番地三ＫＹビル二〇一

相続財産管理人　弁護士　金澤　大祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県佐倉市王子台一丁目二七番地二〇、最後の住所千葉県佐倉市臼井田二三五六番地七

被相続人　亡　内野　俊彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十日

事務所千葉県千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マーキュリー千葉九階　みどり総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　福原　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県平塚市東中原一丁目二六〇四番地一、最後の住所神奈川県平塚市東中原一丁目一四番二九号　被相続人　亡　伊藤　和枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十日

神奈川県小田原市本町一丁目一〇番二五号

アオバビル二階　西湘法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三宮　政俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県北安曇郡池田町大字池田三三〇七番地い号、最後の住所長野県北安曇郡白馬村大字神城二二八四七番地二特別養護老人ホーム白嶺

被相続人　亡　平田　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十日

長野県安曇野市堀金烏川五一三二番地七

相続財産管理人　司法書士　唐澤　鎮江